



Think Automation and beyond...



2023年5月12日

各 位

大阪市淀川区西宮原2丁目6番64号
I D E C 株 式 会 社
代 表 者 役 職 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
氏 名 舩 木 俊 之
(コード番号 6652 東証プライム)
問 合 せ 先
責 任 者 役 職 名 常 務 執 行 役 員 経 営 戦 略 企 画 担 当
氏 名 吉 見 晋 一
T E L (06) 6398-2500

役員報酬制度の改定ならびに 業績連動型株式報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日の取締役会において、役員報酬制度の改定ならびに、業績連動型株式報酬制度（PSU）および譲渡制限付株式報酬制度（RS）の導入について決議し、2023年6月16日開催予定の第76期定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

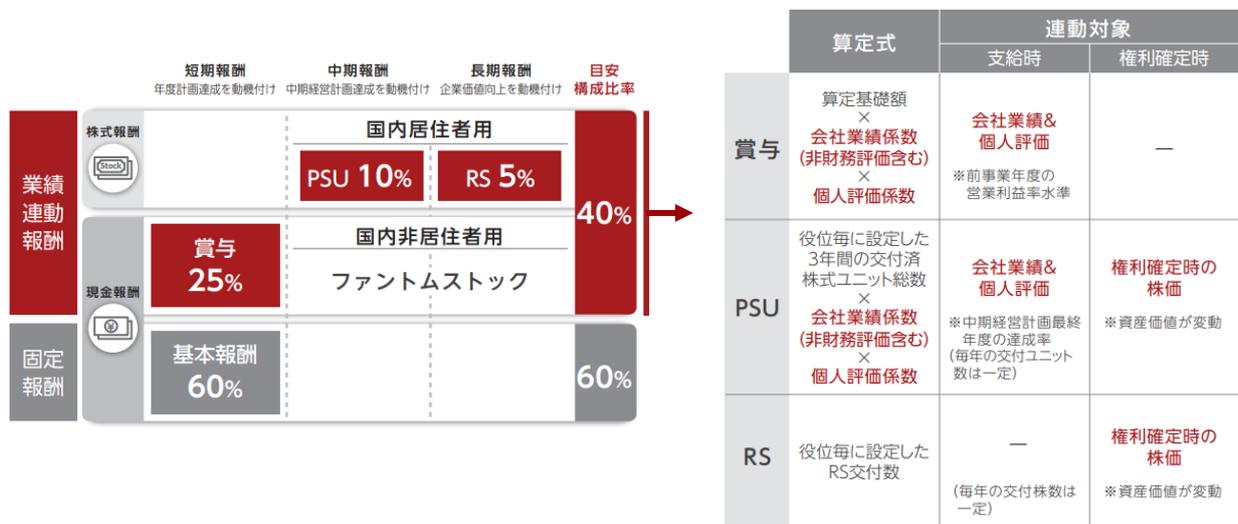
記

1. 改定の目的

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬について、企業価値の向上および株主の皆さまとの価値共有を一層促進していくこと、グローバル経営体制強化の観点からそれに見合った報酬水準・インセンティブ内容とすることを目的として、取締役の報酬体系の見直しを行うことといたしました。

2. 役員報酬制度の概要

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬は、職責に応じた固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式報酬）で構成し、その比率は基本報酬：賞与：PSU：RS=60：25：10：5とします。なお、社外取締役と監査等委員である取締役については、独立した立場で経営の監督機能を担っていることから、固定報酬としての基本報酬のみとします。



3. 業績連動型株式報酬制度および譲渡制限付株式報酬制度について

(1) 株式報酬制度の概要

株式報酬は中期インセンティブとしての PSU（パフォーマンスシェアユニット）と、長期インセンティブとしての RS（譲渡制限付株式報酬）により構成しています。

PSU は役位毎に交付した株式ユニットに、中期経営計画において重視する、財務指標および CO2 削減率などの非財務指標の達成度に応じた支給係数を乗じて算出した確定株式ユニット数に応じて、譲渡制限を付した当社普通株式を交付します。

RS は当社の業績、各取締役の職責の範囲および諸般の事情を勘案して決定した基準額に相当する数の譲渡制限を付した当社普通株式を交付します。なお、取締役が株式報酬の交付時において国内非居住者である場合には、PSU・RS に代わり、相当分のファントムストックを付与します。

取締役に重大な不正または違反行為等が発生した場合、報酬委員会の答申に基づき株式報酬の全部もしくは一部の没収、または返還を請求します。

個人別の報酬決定にあたっては、報酬委員会において協議し取締役会にその内容を答申し、独立性のある社外取締役が過半数を占める取締役会において、代表取締役社長に一任します。代表取締役社長は、報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等の内容について決定します。

(2) PSU 制度の概要

・対象期間

初回の対象期間は、現在公表済み（2022 年 5 月 13 日）の中期経営計画にかかる 2024 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2025 年 3 月 31 日に終了する 2 事業年度であり、以後、直前の対象期間の最終の事業年度の翌事業年度から始まる中期経営計画と連動した事業年度を新たな対象期間として、PSU 制度を実施することができるものとします。

・対象取締役に対する交付条件

対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、各対象取締役に対して、現物出資に同意していることを条件として、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込ませることで、譲渡制限を付した当社普通株式を交付します。当社普通株式を交付する対象取締役および交付株式数は、対象期間経過後の報酬委員会で審議し取締役会において決定します。

- ① 対象期間中に対象取締役が継続して当社または当社の連結子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員として在任したこと
- ② 法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと
- ③ その他 PSU 制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を充足すること

ただし、新たに就任した取締役が存在する場合、取締役の役位の変更があった場合または対象取締役が正当な理由により退任もしくは退職した場合には、業績達成度や当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会の決議により発行または処分いたします。また、対象期間中または対象期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が死亡により上記地位を退任または退職した場合には、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記金銭債権に係る総額の範囲内において、業績達成度や当該取締役の在任期間等に応じて当社の取締役会が合理的に定める金額といたします。

(3) RS 制度の概要

・譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社または当社の連結子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位から退任または退職するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」という）。

・退任または退職時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の連結子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期满了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

・譲渡制限の解除

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の連結子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

・その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。本議案を原案どおり承認可決いただいた場合、当社の執行役員および重要な使用人に対して、同様の制度を導入する予定です。

以上